

誌上相談室 Q&A

【テーマ】
2024年1月1日までの対応が必須
「電子帳簿保存法」直前チェック!
やっておくべき最低限の準備とは?

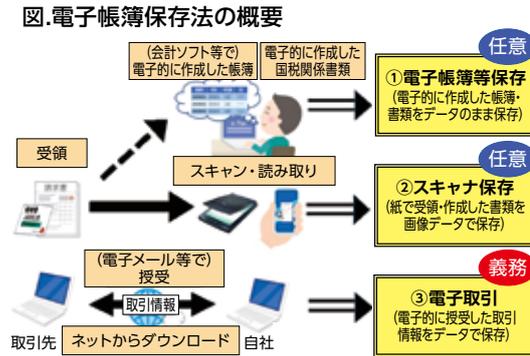


コロナ禍でペーパーレス、在宅勤務が大きく進んだ企業がある一方で、中小企業ではいまだに紙を使う仕事が多く残っているというのが実情です。しかし、「改正電子帳簿保存法」は、2024年1月1日以降に発生する電子取引は必ず電磁的記録で保存しなければならないなど、法人から個人事業主まで全ての事業者に影響がある制度です。

そこで今回は、電子帳簿保存法の概要やメリット、対策について解説します。

Q 「電子帳簿保存法」について教えてください。

A 原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類を、一定の要件を満たした場合に電子データによって保存することを可能とする法律で、次の三つから構成されています。



引用元: 国税庁パンフレット「電子帳簿保存法が改正されました(令和3年12月改訂)」

- ① 電子帳簿等保存…会計ソフトで作成した帳簿書類を、パソコンでデータのまま保存すること。
- ② スキャナ保存…紙でもらった請求書や領収書(以下、「請求書等」)、自社が紙で作成して、交付する請求書等の写しをスキャナーやスマートフォン等で読み取ったデータにして保存すること。
- ③ 電子取引…電子メール等でやりとりした取引先との取引情報のほか、ネット上からダウンロードした取引情報などをデータで保存すること。取引情報とは、請求書や領収書、見積書、注文書、契約書などに記載される事項を言います。

これら三つのうち、①と②は任意ですが、③の電子取引は義務となっております。全ての法人・個人事業主に対応が求められています。義務化の開始は、2024年1月1日からとなっております(図参照)。

Q 電子帳簿保存法のメリットは何ですか?

- A** 三つのメリットがあげられます。
- ① 紙からデータによる保存になることにより、保管場所が不要となり、管理の手間も省けます。また、印刷にかかる用紙代、インク代の削減になります。
 - ② データによる検索ができるため、業務効率が向上します。
 - ③ データによる確認や作業ができるため、テレワーク対応がしやすくなり、コロナや災害など万が一への事業継続の備えにつながります。

Q 電子帳簿保存法にはどう対応すればよいですか?

A 2024年1月1日までに最低限準備すべきは義務化された電子取引の保存です。対応手順は次の3つです。

① 現状の電子取引の把握

毎月発生する納品書、請求書、領収書のうち、電子取引でやりとりしているものを洗い出します。営業担当者の立替経費や交通費のICカードによる支払いデータなども電子取引に該当します。

電子メールの本文に記載されている場合は、そのメール自体を保存する必要があります(PDFに変換して保存することも認められています)。また、インターネットサイトからダウンロードできない場合は、画面のスクリーン

ショットを保存してもよいとされています。

② 電子取引の保存方法を確認

データ保存にあたっては、改ざん防止や検索機能などの保存要件を満たす必要があります。ただし、要件を満たす保存ができなかったことについて、システム整備が間に合わない、資金繰りや人手不足など相当の理由があると認められる場合には、「プリントアウトした書面を提示・提出できるように」、かつ「税務調査等の際に『ダウンロードの求め』に応じることができるよう」しておくことで、猶予措置を受けることができます。

③ 電子取引の保存場所を検討

データ保存場所についての規定はありません。電子取引が少ない場合は、自社のパソコンやサーバーに電子取引専用のフォルダーを作成して、保存管理するとよいでしょう。取引件数が多い場合には、クラウドサービスの利用を検討しましょう。

電子帳簿保存法には、仙台商工会議所の窓口専門家をはじめとした公的機関への相談や、国税庁のホームページを確認するなどして、着実に準備を進めておきましょう。

【回答】当所窓口専門家

高橋史郎税理士事務所(青葉区本町)



税理士

高橋 史郎氏